

第6章

みんなで進める協働のまちづくり

第1節 協働のまちづくり

- (1)市民協働のまちづくり
- (2)コミュニティづくりの推進
- (3)多様な住民参加機会の確保

第2節 人権啓発の推進

- (1)人権教育・啓発推進事業の実施
- (2)人権教育・啓発活動の充実

第3節 男女共同参画社会の推進

- (1)男女共同参画センターの開設
- (2)各種審議会等委員への女性の登用
- (3)意識啓発活動の推進

第4節 情報公開の推進

- (1)情報公開制度の充実
- (2)個人情報保護対策の強化
- (3)広報・広聴の充実

第5節 行財政運営の効率化

- (1)新庁舎建設事業の推進
- (2)総合支所等の施設の有効活用
- (3)公共施設の適正配置と整備
- (4)防災行政無線の整備
- (5)適正な定員管理の実施
- (6)組織・機構の再編
- (7)行政評価制度の導入
- (8)職員の資質向上

基本計画

便利で快適なまちづくり

人と自然にやさしい環境のまちづくり

人をはぐくむまちづくり

活力とにぎわいのある産業のまちづくり

いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

みんなで進める協働のまちづくり



睦合小学校 3年 清田 花菜絵さん

第6章 みんなで進める協働のまちづくり

第1節 協働のまちづくり

現状と課題

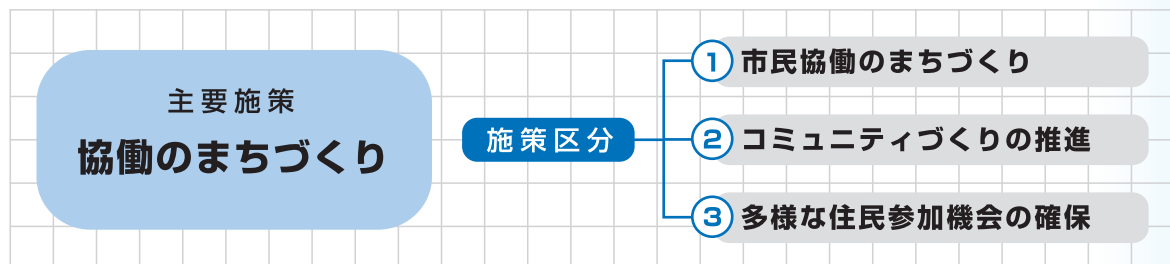
本市においては、多くの市民グループや団体が様々なボランティア活動やまちづくりの取り組みを行っています。

また、平成18年度からは「玉名21の星事業」として、21の小学校区のまちづくり委員会で住民主体の地域づくりが進められています。

新しい自治の仕組みづくりが求められている現在、市民と行政の協働は極めて重要です。

その一方、多くのボランティア活動やまちづくりにおいて、活動資金や活動拠点の確保、人材確保などが課題となっています。

また、校区などのコミュニティにおいても、地域づくり活動の継続、住民組織の再編などの課題も挙げられています。



総合計画ワークショップ



主要施策と概要

(1) 市民協働のまちづくり

市民参加・市民協働を推進するため、指針や条例などの制定を検討します。

また、新たな公共を担うNPOやボランティア団体による市民公益活動を支援するため、助成金制度、情報基盤の整備、公共施設などのスペースを活用しての市民活動センター設置などを検討します。

(2) コミュニティづくりの推進

玉名21の星事業を推進するとともに、地域内住民と関係団体がともに活動する「校区コミュニティ協議会（仮称）」を設置し、コミュニティ活動・地域づくり活動に対して支

援をしていきます。

また、コミュニティづくりの拠点づくりとして、既存施設の活用を進めます。

(3) 多様な住民参加機会の確保

地域の声を行政に反映させるとともに、住民の主体的な参加により住民自治の充実を図るために、地域自治区を単位として地域協議会が設置されており、これらの協議会などを通じて協働のまちづくりを目指します。

また、ワークショップ^(※)やフォーラム、市政懇談会などを開催し、市民が市政に参加しやすい環境整備の推進に努めます。



まちづくり委員会ワークショップ(睦合校区)



玉名21の星事業(梅林校区)

用語説明

ワークショップ

意見交換などを行う研究会や参加体験ができる講習会など

基本計画

便利で快適なまちづくり

人と自然にやさしい環境のまちづくり

人をはぐくむまちづくり

活力とにぎわいのある産業のまちづくり

いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

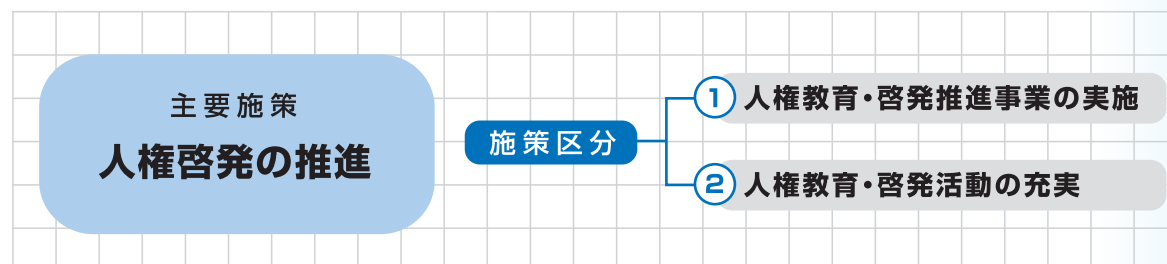
みんなで進める協働のまちづくり

第2節 人権啓発の推進

現状と課題

市民を取り巻く社会環境において、同和問題をはじめ女性や障がい者、子どもや高齢者、外国人等に対する不当な差別や偏見によって、基本的人権が侵害されるおそれがあります。

お互いを認め合い思いやる社会の形成を目指した人権意識の高揚が、豊かな市民生活を実現するための重要な課題となっています。



人権週間の啓発活動



主要施策と概要

(1) 人権教育・啓発推進事業の実施

地域や学校、家庭、職場などあらゆる分野において、人権啓発を推進しながら人権教育に努めます。

特に、地域・学校・職場などにおける組織や人々との連携の充実を図ります。

また、市民一人一人が豊かな人間性や正義感、公平さを重んじる心、他人を思いやる心、人権を尊重する意識啓発を目指して、人権教育・啓発基本計画（仮称）を策定します。

(2) 人権教育・啓発活動の充実

人権教育と啓発活動の充実を目指して、市の広報紙やホームページなどを通じ、啓発活動を充実させていきます。

さまざまな人権問題をひとつとして片付けてしまうのではなく、自分自身の事として大切に受け止め、考える力を養うとともに、それらを通じて身につけた人権問題への積極的な関心・態度や的確な技能などが日常生活の中で実践できるような啓発を進めます。

また、毎年12月4日～10日までの「人権週間」の期間中においては、より一層市民への啓発に取り組みます。



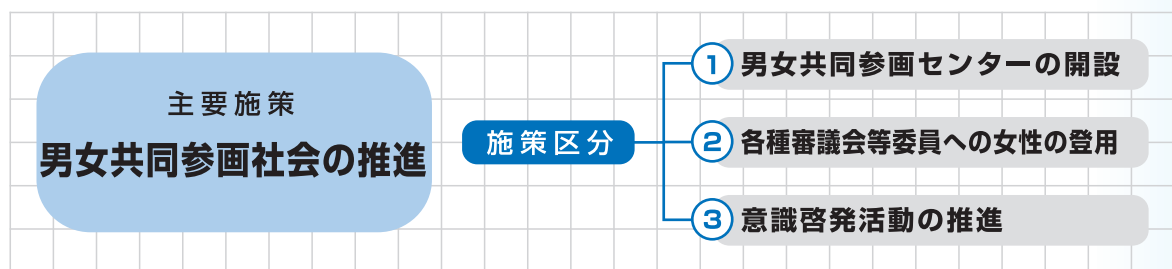
小天東小学校 2年 大村 絢音さん

第3節 男女共同参画社会の推進

現状と課題

社会の多くの分野で「男性が優遇されている」と感じる人が多く、子育てや介護などの分野においても女性への負担が大きく、女性の社会進出の壁となっている状況にあります。

少子・高齢化が進み、社会経済情勢が急変していく中で、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、より豊かで活力ある社会を目指す上で必要不可欠なものとなっています。



男女共同参画フォーラム



主要施策と概要

(1) 男女共同参画センターの開設

社会のあらゆる分野において、男女がともに参画することができる社会を目指し、男女共同参画社会推進のための機能的な拠点施設を確保するとともに、男女共同参画センターの開設を目指します。

また、男女共同参画社会推進事業に関わる研修、相談業務、交流活動をはじめ、専門性の高い学習機会を提供します。

(2) 各種審議会等委員への女性の登用

より豊かで活力ある社会を目指して、女性の視点による意見を活かし、多様なライフスタイルをもつ男女双方の意見を反映させることが必要であることから、各種審議会等への女性委員の登用を促進し、女性の登用の状況を把握するための進捗状況調査を実施します。

また、「玉名市女性人材リスト」の作成と積極的活用を図るとともに、玉名市男女共同参画審議会、玉名市男女共同参画社会行政推進委員会により、男女共同参画社会の形成に向けた総合的企画と、効果的な施策の推進を図ります。

(3) 意識啓発活動の推進

女性の社会参画の推進と、男女が対等なパートナーとして問題を共有・解決する男女共同参画社会の実現を目指して、平成 19 年度に「玉名市男女共同参画計画」の策定を行います。

また、講演会や講座などの開催、市の広報紙やホームページなどを活用した啓発活動、男女共同参画宣言都市事業の実施、市民意識調査の実施を推進します。



睦合小学校 5年 松永 実鈴さん

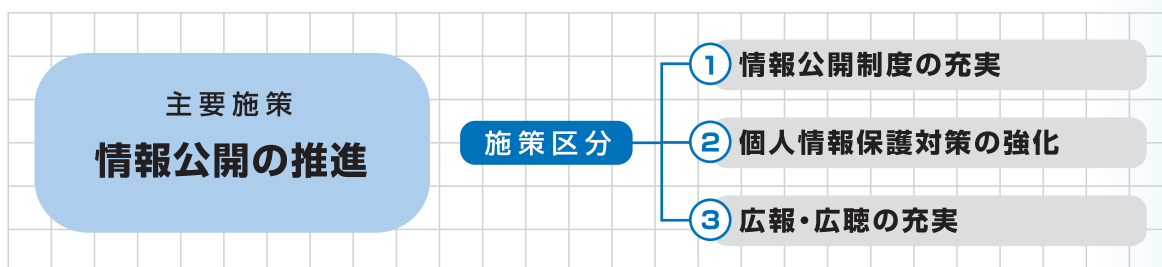
第4節 情報公開の推進

現状と課題

現在行われている議会映像配信については、本庁舎1階ロビーに設置しているテレビのみで放映しています。今後は、更に市民の議会に対する理解と信頼を深めるために各支所及び広範な配信が必要となっています。

個人情報保護については、その意識が高いとはいえない状況にあるため、個人情報の取り扱いに対する意識啓発が必要となっています。

また、行政情報・案内などを市民に周知するために、月2回の「広報たまな」を発行していますが、市民投稿コーナーへの投稿が少ないため、より多くの機会に広報紙を活用してもらう紙面の改変・工夫が必要となっています。



情報公開総合窓口



主要施策と概要

(1) 情報公開制度の充実

議会映像をインターネットで放映することで、議会を身近に感じてもらうとともに即時情報公開を推進します。

また、本会議の議事に係る検索システムの構築についても検討します。

(2) 個人情報保護対策の強化

住民票などの個人情報保護を推進するために、適切な取り扱いを徹底します。

また、個人情報を収集する場合は利用目的を明確に説明し、その他の目的で利用する場合は、本人からの事前の同意を得ることを厳守します。

(3) 広報・広聴の充実

より多くの市民に広報紙を活用してもらうために、行政情報に限らず、生活に必要な情報を提供するとともに、地域性を取り入れた広報紙を目指します。

また、見やすく使いやすいホームページを目指し、市民の気軽な利用を促進するため、市のホームページの編集において、内容の充実を図るとともに、読み手の視点を重視した見やすい配色、わかりやすいページ構成に努めます。



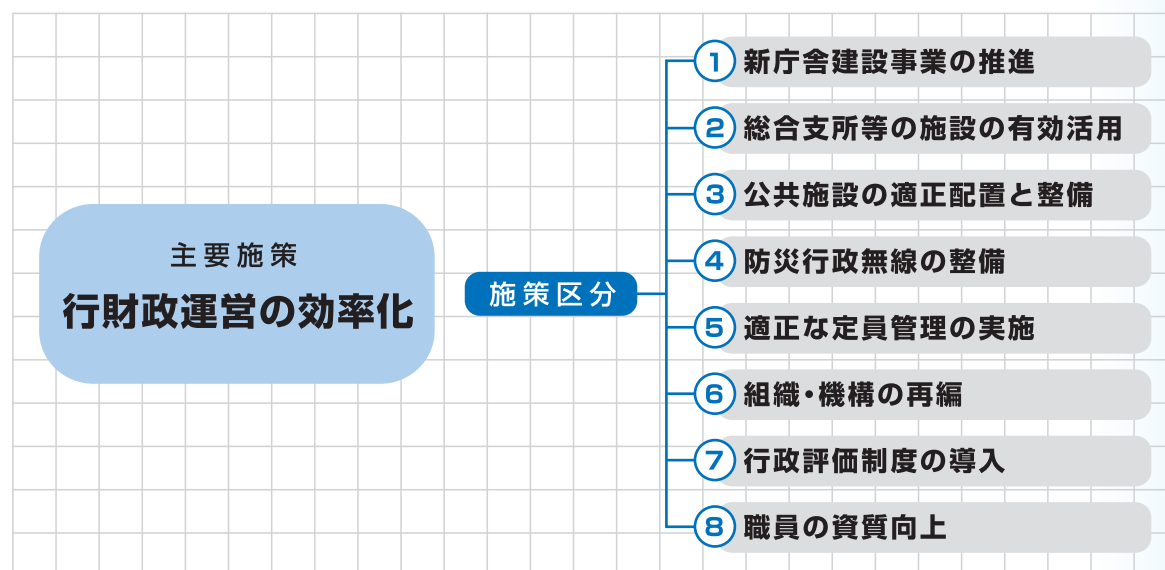
玉名町小学校 5年 川口 勇貴くん

第5節 行財政運営の効率化

現状と課題

機構改革を推進し、時代の変化や多様な市民ニーズに迅速に対応できる効率的な組織の実現が課題となっています。

また、財政基盤の確立を目指して、市税の確保や受益者負担の適正化により、自主財源の拡充に努めるとともに、予算の効率的な執行と財政の健全化に努める必要があります。



市政フォーラム



主要施策と概要

(1) 新庁舎建設事業の推進

市役所本庁舎は、執務スペースの狭さや駐車場の慢性的な不足、またバリアフリーへの対応不足なども指摘されていますが、昭和34年10月に建設された現庁舎では、改修などによる対応では困難な面が多くあります。

そこで、市民の利便性や行政事務の効率化を図るため、早期完成を目標に新庁舎の建設を推進します。

(2) 総合支所等の施設の有効活用

各総合支所については、配置されている課が減少し、将来に向けては、総合支所職員数の減少も進むことから、総合支所内の空きスペースが増加することになります。

そこで、市民サークルやボランティア団体などが行う事業の拠点施設として提供するなど、有効利用を図ります。

また、その他の既存の公共施設については、効率的・効果的な施設管理の観点から民間業者への委託を積極的に実施するほか、それぞれの施設の設置目的、設置効果などに基づき統廃合も含め、そのあり方を総合的に検討します。



横島小学校 4年 岡本 晴菜さん

(3) 公共施設の適正配置と整備

公立学校や社会教育、文化施設などが市内各地に配置されており適正配置が望まれますが、市民の生活圏を考慮すると短期間での実現が困難であることから、平成23年度までを目標にして「公共施設配置計画」を策定し、公共施設の適正な配置と整備を進めます。

(4) 防災行政無線の整備

自然災害、危険物災害などの発生に備えた防災行政無線は、合併まで運用してきた各支所の機器が異なるため、防災行政無線の統合を推進します。

(5) 適正な定員管理の実施

限られた財源や人員の有効活用を図り、新たな行政課題や社会情勢の変化に柔軟に対応していくため、最小の経費で最大の効果をあげるという観点から早急に定員の見直しを行います。

合併後の10年間は、退職者数の3分の1を新規採用しながら、平成22年4月1日における職員数を606人以内とすることを目標とします。



月瀬小学校 5年 倉田 勇生くん



（６）組織・機構の再編

「新庁舎建設計画」と並行して、本庁と総合支所組織の機能のあり方を検討する年次計画を策定し、多様な市民ニーズに対応していきます。

（７）行政評価制度の導入

限られた予算の中で、事業の優先順位と重点的に推進する事業を見極め、効率性や効果を重視する取り組みが不可欠となっていることから、平成 21 年を目標に、市民参加を取り入れた行政評価システムの確立を目指します。

（８）職員の資質向上

本市の職員については、採用後の一定期間に幅広く各行政分野を経験させるなど、計画的な人事配置を行います。

また、「人材育成基本方針」を策定し、職員の能力開発や研修、人事評価システムを構築するなど、職員の資質向上に向けた取り組みを行います。



職員研修